

矢掛町農業委員会議事録

1. 開催日時

令和4年8月30日（火）午前9時30分～午前9時55分

2. 開催場所

矢掛町役場 3階 大会議室

3. 出席委員 15名

農業委員 9名			農地利用最適化推進委員 6名		
1番	岸野 敏夫	出	矢掛地区推進委員	阿部 泰博	出
2番	石井 博	出	美川地区推進委員	守屋 弘旨	出
3番	妹尾 吉高	出	三谷地区推進委員	田邊 穂積	欠
4番	竹内 義男	出	山田地区推進委員	門野 竹志	出
5番	三好 伸夫	出	川面地区推進委員	池田 信夫	出
6番	坪井 幹子	出	中川地区推進委員	奥村 明美	出
7番	山部 智裕	出	小田地区推進委員	妹尾 行恭	出
8番	池田 喬	出			
9番	高月 周次郎	出			

4. 議案日程

- (1) 議案第26号 農地法第3条第2項第5号における農地の権利取得の下限面積（別段の面積）の設定について
- (2) 議案第27号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
- (3) 議案第28号 農地法第4条の規定による転用の許可申請について
- (4) 議案第29号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
- (5) 議案第30号 農地法第5条の規定による賃貸借権の設定の許可申請について
- (6) 議案第31号 農用地利用集積計画書（No.172）（案）の決定に対する意見について（農地中間管理権の設定に関するもの）

5. 議案の内容 別紙のとおり

議 長	<p>それでは、ただ今から令和4年度第6回農業委員会総会を開催します。</p> <p>新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、会場の換気を行っています。会場出入口には消毒液を設置し、体温計による検温を行っていただいております。皆様にはマスクの着用をお願いしております。</p> <p>なお、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、円滑な議事進行にご協力をお願いします。</p>
議 長	<p>本日は、田邊委員が欠席です。過半数の出席がありましたので、矢掛町農業委員会会議規則第6条により、総会は成立します。</p> <p>本日の署名委員は、矢掛町農業委員会会議規則第13条により、3番 妹尾委員と、4番 竹内委員を指名します。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>本日の議事につきましては、議案第26号から議案第31号の6議案です。</p>
議 長	<p>議案第26号 農地法第3条第2項第5号における農地の権利取得の下限面積（別段の面積）の設定について、事務局から説明します。</p>
事 務 局	<p>議案第26号は、別段の面積の設定の適用について審議していただくもので、今回、下限面積0.1aの適用の申請が1件あります。矢掛町農業委員会では、平成30年4月から、農地法施行規則第17条第2項を適用し、矢掛町空き家情報登録制度に登録された空き家に付随する農地の内、所有者から区域指定申請のあった農地に限り、下限面積を0.1aとしています。申請地はこの条件を満たしております。この後、審議していただく議案第27号の事案番号18番に関連します。</p> <p>(議案朗読説明)</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>議案第26号につきまして、意見はありませんか。</p>
各 委 員	<p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、議案第26号につきましては案のとおり決定します。</p>

議 長	議案第 27 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について、2 件議題とします。事務局から説明します。
事 務 局	(議案朗読説明) <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; margin-top: 10px;">以上 2 件について、総会次第の調査書のとおり農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。 事案番号 18 番は先ほど審議いただいた議案第 26 号に関連しており、矢掛町空き家情報登録制度に登録された空き家に付随する農地のため、農地法施行規則第 17 条第 2 項により、下限面積が 0.1a となります。</div>
議 長	事務局の説明が終わりました。 事案番号 18 番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。
4 番委員	確認しました。空き家バンク関連の農地であり、問題ないと思います。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 18 番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号 18 番につきましては、許可と決定します。
議 長	事案番号 19 番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。
2 番委員	確認しました。譲受人は水田を中心に営農しています。問題ないと思います。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 19 番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号 19 番につきましては、許可と決定します。
議 長	議案第 28 号 農地法第 4 条の規定による転用の許可申請について、2 件議題とします。事務局から説明します。

事務局	(議案朗読説明) <div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>事案番号4番、5番は、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地としています。 総会次第に現地確認写真を載せております。</p> </div>
議長	事務局の説明が終わりました。 事案番号4番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。
8番委員	申請地は、南向きの斜面にあり、日当たりの良好な場所です。今回、太陽光パネルを設置されます。被害防除計画書のとおり、排水、周辺農地への影響等、特に問題ないと思います。
議長	地元農業委員から意見がありました。事案番号4番につきまして、他に意見はありませんか。
各委員	(異議なし)
議長	異議がありませんので、事案番号4番につきましては、許可と決定します。
議長	事案番号5番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。
3番委員	現地を確認しました。被害防除計画書のとおり、排水、周辺農地への影響等、特に問題ないと思います。
議長	地元農業委員から意見がありました。事案番号5番につきまして、他に意見はありませんか。
各委員	(異議なし)
議長	異議がありませんので、事案番号5番につきましては、許可と決定します。
議長	議案第29号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、2件 議題とします。事務局から説明します。
事務局	(議案朗読説明)

	<p>事案番号6番は、申請地から500m以内に2以上の教育施設、医療施設、公共施設が存在するため、第3種農地としています。</p> <p>事案番号7番は、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地としています。</p> <p>総会次第に現地確認写真を載せております。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>事案番号6番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。</p>
7番委員	<p>現地を確認しました。譲受人は譲渡人の息子さんです。被害防除計画書のとおり、排水等も問題ありません。</p>
議 長	<p>地元農業委員から意見がありました。事案番号6番につきまして、他に意見はありませんか。</p>
各 委 員	<p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、事案番号6番につきましては、許可と決定します。</p>
議 長	<p>事案番号7番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。</p>
7番委員	<p>譲受人は申請地の向かいにある会社です。申請地を購入してほしいと譲渡人から譲受人へ話があったようです。今後は露天資材置場として利用されます。被害防除計画書のとおり、排水等、特に問題ないと思います。</p>
議 長	<p>地元農業委員から意見がありました。事案番号7番につきまして、他に意見はありませんか。</p>
各 委 員	<p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、事案番号7番につきましては、許可と決定します。</p>
議 長	<p>議案第30号 農地法第5条の規定による賃貸借権の設定の許可申請について、 1件議題とします。事務局から説明します。</p>
事 務 局	<p>(議案朗読説明)</p>

	<p>事案番号3番は、第1種農地ですが、農地法施行規則第35条の第1種農地の例外許可規定「既存の施設の拡張」に該当します。</p> <p>総会次第に現地確認写真を載せております。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>事案番号3番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。</p>
8番委員	<p>現地を確認しました。7、8年くらい前から申請地を露天駐車場にしたいという計画があったようですが、今回、借受人と貸出人の双方が合意し、申請されました。被害防除計画書のとおり、排水等、特に問題はないと思います。</p>
議長	<p>地元農業委員から意見がありました。事案番号3番につきまして、他に意見はありませんか。</p>
各委員	<p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議がありませんので、事案番号3番につきましては、許可と決定します。</p>
議長	<p>議案第31号 矢掛町農用地利用集積計画書 (No. 172) (案) の決定に対する意見について、事務局から説明します。</p>
事務局	<p>議案第31号については、公益財団法人 岡山県農林漁業担い手育成財団を通じて農地の貸借を行う案件であります。公益財団法人 岡山県農林漁業担い手育成財団が所有者から借り受ける農地を選定し、その内容で市町村長が決定するもので、計画に対し農業委員会の意見を提出することとなっているものです。</p> <p>(計画の内容について説明)</p>
議長	<p>議案第31号につきまして、意見等をお願いします。</p>
各委員	<p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議がありませんので、議案第31号について、「異議なし」と決定します。</p>
議長	<p>次に4. 各種報告について確認します。</p>

<p>議 長</p> <p>美川地区 推進委員</p>	<p>(1) 届出取下について 地元推進委員の確認の報告をお願いします。</p> <p>事案番号1番について、確認しました。問題ありません。</p>
<p>議 長</p> <p>美川地区 推進委員</p>	<p>(2) 農地法施行規則該当転用届について 地元推進委員の確認の報告をお願いします。</p> <p>事案番号1番について、確認しました。農業用倉庫への転用であり、問題ないと思います。</p>
<p>議 長</p> <p>矢掛地区 推進委員</p>	<p>(3) 利用目的の変更届について 地元推進委員の確認の報告をお願いします。</p> <p>事案番号1番について、確認しました。問題ありません。</p>
<p>議 長</p> <p>2 番委員</p>	<p>(4) 農地転用の工事完了報告について 地元農業委員の確認の報告をお願いします。</p> <p>中川地区について、確認しました。報告どおり完了しています。</p>
<p>議 長</p>	<p>以上で、今月の議案についての審議は終了しました。 これもちまして、本日の農業委員会総会を終了します。</p>